

まんさくの里短期入所施設 重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-348-8352 (午前9時～午後6時まで)
(電話による受付は年中無休)

担当 生活相談員 御子柴 悟

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. まんさくの里 短期入所施設 概要

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名	特別養護老人ホーム まんさくの里
所 在 地	千葉県松戸市八ヶ崎2-15-1
介護保険指定番号	(千葉県1271202382号)

(2) 同施設の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長	1名 (兼務)	—	施設管理経営	1名
医 師	医 師	—	1名以上	診 察	1名以上
生活相談員	社会福祉主事	1名以上	—	相談業務 行政手続き代行	1名以上
管理栄養士	管理栄養士	1名以上 (兼務)	—	栄養管理	1名以上
調理員	—	—	—	委託業務	—
機能訓練 指導員	看護師等	—	1名以上	機能訓練	1名以上
介護支援 専門員	介護支援 専門員	1名以上	—	サービス計画	1名以上
事務職員	—	1名以上 (兼務)	—	庶務等	1名以上
看護 介護 職員	看護師	常勤換算で3名以上 (内1名以上は常勤)		看護業務	3名以上 (常勤換算)
	准看護師			看護業務	
	介護職	看護職員と合わせて 27名以上(常勤換算)		介護業務	27名以上 (常勤換算)

(3) 同施設の概要

定 員		10名	医 務 室	1室
居室	個室	全室個室10室	理美容室	1室
浴室(一般浴槽)		1室	食 堂	1室
浴室(特殊浴室)		2室	談 話 室	1室
			事 務 室	1室

3. サービス内容

- ・ご利用期間 ケアマネージャー・保健師等(あるいは利用者本人)が作成するサービス利用票に定める期間
- ・居室 全室個室10室と食堂・トイレでひとつのユニット(2階 1ユニット)を構成します。
- ・食事 朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 17時30分
- ・入浴 原則として週に3回入浴サービスを実施します。
身体状況に応じて個浴・チェアー浴・特殊浴で入浴介助を行います。
健康状態により入浴できない方は全身清拭を行います。
- ・介護 居宅サービス計画に沿って適切な介護サービスを提供します。
食事・排泄・入浴・着替え・整容・移動・移乗介護
その他、体位交換・リネン交換・付き添い・見守り 等
- ・機能訓練 機能訓練指導員、介護職員が生活リハビリを行います。
- ・生活相談 生活相談員が随時ご相談に応じます。
- ・レクリエーション 当施設では年間を通して行事やクラブ活動等を行っております。
尚、材料費等実費のかかる物もございます。
- ・健康管理 短期入所生活介護の利用開始日に健康チェックを行います。
また、利用中も様子観察等し、体調管理を行います。

4. 利用料金

(1)介護給付によるサービス

◎地域区分1単位の単価:5級地 10.55 (円)

①施設利用基本料

	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要 介 護 1	704	743	1,486	2,229
要 介 護 2	772	815	1,629	2,444
要 介 護 3	847	894	1,787	2,681
要 介 護 4	918	969	1,937	2,906
要 介 護 5	987	1,042	2,083	3,124

②連続61日以上短期入所生活介護を提供する場合

	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要 介 護 1	670	707	1,414	2,121
要 介 護 2	740	781	1,562	2,343
要 介 護 3	815	860	1,720	2,580
要 介 護 4	886	935	1,870	2,805
要 介 護 5	955	1,008	2,015	3,023

③加算

	単位数	1割	2割	3割		単位数	1割	2割	3割
(1)生活機能向上連携(Ⅰ)	100	106	211	317	(2)生活機能向上連携(Ⅱ)	200	211	422	633
(3)機能訓練体制加算	12	13	26	38	(4)個別機能訓練加算	56	59	118	177
(5)看護体制加算(Ⅰ)	4	5	9	13	(6)看護体制加算(Ⅱ)	8	9	17	26
(7)看護体制加算(Ⅲ)イ	12	13	26	38	(8)看護体制加算(Ⅳ)イ	23	25	49	73
(9)医療連携強化加算	58	62	123	184	(10)夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	19	38	57
(11)夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	22	43	64	(12)認知症・心理症状緊急対応	200	211	422	633
(13)若年性認知症入所者受入	120	127	254	380	(14)送迎加算	184	195	389	583
(15)緊急短期入所受入加算	90	95	190	285	(16)療養食加算	8	9	17	26
(17)連続して31日から60日短期入所生活介護を提供する場合						▲ 30	▲ 32	▲ 64	▲ 95
(18)在宅中重度者受入イ	421	445	889	1333	(19)在宅中重度者受入口	417	440	880	1320
(20)在宅中重度者受入ハ	413	436	872	1308	(21)在宅中重度者受入ニ	425	449	897	1345
(22)認知症専門ケア(Ⅰ)	3	4	7	10	(23)認知症専門ケア(Ⅱ)	4	5	9	13
(24)生産性向上推進体制(Ⅰ)	100	106	211	317	(25)生産性向上推進体制(Ⅱ)	10	11	21	32
(26)サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	24	47	70	(27)サービス提供体制加算(Ⅱ)	18	19	38	57
(28)サービス提供体制加算(Ⅲ)	6	7	13	19					

(29)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

- ①、②及び③(1)～(28)の総単位数に加算率14.0%を乗じて、その数に地域区分単価を乗じた1割～3割の額
※限度額管理の対象外
※月間の合計単位で補正した金額になりますので、細部で相違が生じる場合があります。

(2)介護給付対象外のサービス

① 食事の提供に関する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲にてご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された一日当たりの食費の金額のご負担になります。

	通 常	介護保険負担限度額認定証の記載額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	朝 480円 昼 780円 夕 680円	1日 300円	1日 600円	1日 1,000円	1日 1,300円

② 居住に要する費用(光熱水費及び室料)

施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された一日当たりの滞在費(居住費)の金額のご負担となります。

	通 常	介護保険負担限度額認定証の記載額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
ユニット型個室	1日 2,850円	1日 880円	1日 880円	1日 1,370円	1日 1,370円

- ③ 理美容代 : カットのみの場合、2,000円
※ 2人介助での対応が必要となった場合、別途500円を頂戴いたします。

- ④ テレビレンタル代 : 1日100円

- ⑤ 電気使用量 : 電化製品1品につき1日21円

(3) 支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を発行いたします。
お支払い方法は、指定の銀行口座への振り込み、または窓口(事務所)でのお支払となります。領収書につきましては、振り込みの場合は入金の確認後、窓口支払いの場合は随時発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込

居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当介護支援専門員等とご相談下さい。居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼されていない場合は生活相談員までご相談下さい。
なお、ご利用の予約は担当介護支援専門員にご相談下さい。

(2) サービスの利用計画の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に、短期入所生活介護をご利用中でなければ文書でのお申し出により、いつでも解約できます。その後の予約は無効となります。

② 自動終了

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)及び要支援と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

④ 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合

⑤ 利用者またはその家族などが事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営方針

利用者の自由と尊厳を大切に、可能な限り自立して「生きがいと楽しみ」を持って生活できる場として、また、地域に開かれた、地域とともに共生する施設を目指します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会 午前9時～午後7時までの面会は自由です。

上記時間以外に面会等を希望される方は事前にご連絡ください。

また、面会時は事務室に置いてある面会簿のご記入をお願いいたします。

② 外出・外泊 希望される方は、事前に相談員または職員にお申し出の上、

当日は所定の用紙に記入していただき、ご提出ください。

③ 飲酒 原則として医師の指示が無い限り、特に制限はありません。

④ 喫煙 医師の指示が無い限り、特に制限はありませんが、ライターとタバコは

防火管理上、職員がお預かりし、決められた場所で喫煙していただきます。

⑤ 金銭の管理 利用者の方がご自分でお持ちになるお金に関しての制限はありませんが

施設側は、責任を負いかねます。ただし事務所にて、お預かりしている

金銭・貴重品に関しましては保管・管理させていただきます。

⑥ 宗教活動 利用者個人の宗教を大切にいたします。

ただし、他の利用者への布教活動及びこれに類する行為はご遠慮いただきます。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、ご家族に連絡し、かかりつけの病院に受診していただきます。また、一刻の猶予も許されない場合に限りましては、協力病院である聖光ヶ丘病院にて診察を受けていただくことになります。

協力病院

医療法人社団 聖秀会 聖光ヶ丘病院

柏市光ヶ丘団地2-3 TEL 04-7171-2023

8. 非常災害対策

① 災害時の対応 職員により速やかに初期消火・通報・伝達および利用者の避難誘導を行います。

② 防災設備 消防法に基づき非常通報装置、各フロアに消火器・消火栓・自動火災報知器・非常ベル・誘導灯等を設置しています。

③ 防災訓練 消防署の指導のもと、年3回(うち1回は夜間想定)以上の訓練を実施しています。また、消防署からの立ち入り検査も受けています。

④ 防火責任者 防火管理者の資格を持つものがその職務にあたります。

防火管理責任者 : 高橋 和敬

9. サービス内容に関する苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情

担当 御子柴 悟 TEL 047-348-8352

② その他

当施設以外に、市町村・国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

松戸市介護保険課 TEL 047-366-7370

国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428

10. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 慶桜会

代表者役職・氏名 理事長 細野 恵子

本社所住所・電話番号 松戸市八ヶ崎2-15-1 TEL 047-348-8352

定款の目的に定めた事業

- 1 特別養護老人ホーム
- 2 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
- 3 通所介護(介護予防通所介護)
- 4 居宅介護支援事業所(介護予防支援)
- 5 その他これに付随する業務

短期入所生活介護の利用開始にあたり、利用者に契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 慶桜会
特別養護老人ホーム まんさくの里

〈住所〉 千葉県松戸市八ヶ崎二丁目15番1

〈代表者名〉 理事長 細野 恵子 印

〈説明者氏名〉 御子柴 悟 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護利用開始にあたり重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉

_____ 印

〈代理人氏名〉

_____ 印